

北海道労働局 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道労働局（以下、「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式による売買、賃借、請負その他の契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当局が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき随意契約を結ぶに当たって、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第99条の6に基づく見積合わせを行う場合において、見積の相手方を特定せず、より広く見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 本要領は、予決令第99条第1項第2号から第7号までに規定する契約のうち、当局が本方式によることが適当であると認める契約を対象とする。

(参加資格)

第4条 本方式による見積合わせに参加できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）において、北海道地域の競争参加資格を有し、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされる者。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、本方式による見積合わせに参加を希望する者のうち、次のア、イのいずれかの条件を満たす者については、この限りではない。
 - ア 同一の相手方（公的機関に限る）に対し、直近1年間で1か月以上の継続的な物品の納入、又は、役務等の提供の実績を示すことができる者。
 - イ 本方式による見積合わせの公告日から遡って1年以内に当局との契約締結実績がある者。なお、アの方法により参加しようとする者は、別表に掲げる確認書類のいずれかを、見積書を提出するまで、又は、同時に提出し、確認を受けること。
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札書提出期限の直近2年間（才及びカ

については2保険年度)の保険料の滞納がない者であること。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

- (9) この見積書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ当局担当部署に照会すること。

(見積書の提出)

第5条 本方式による見積合わせに参加する者は、当局ホームページ等により配布する、本要領、仕様書等を熟読した上で参加すること。

2 本要領は、当局ホームページに掲載することとし、仕様書等は希望者に対し、手交、郵送又はメールにて配付することとする。

3 見積書の様式は任意とするが、見積書の宛名を「支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長」とし、記載する金額は消費税及び地方消費税額を含んだ金額とすること。

4 見積書の提出に当たっては、持参、郵送又は電子メールにPDF形式として添付による方法のいずれかとする。

5 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることは認めない。

6 見積書と併せて、当局が指定する保険料納付に係る申立書及び自己申告書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

(見積合わせ)

第6条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは仕様書等に記載した日時に非公開で行う。

3 提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、見積書の提出者に対して再度の見積依頼を行うが、それが困難な場合等においては当局が選定した者へ見積を依頼することができるものとする。

(無効な見積書)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 参加資格のない者が行った見積書

(2) 同一の者が複数提出した見積書

- (3) 見積書提出日時までに当局へ到達しなかった見積書
- (4) 仕様書等及び見積に関する条件に反した見積書
- (5) 件名、金額、氏名等の記載を要する事項を欠く見積書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

(契約相手方の決定)

第8条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約相手方として決定する。

- 2 最も安価な金額を提示した者が2以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等は電話等で通知するが、参加を希望しない場合は、当局の契約事務に関係のない職員が見積書を提出した者に代わりくじを引く。
- 3 見積合わせの結果は、見積合わせに参加した者へのみ通知する。

(その他)

第9条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書作成及び提出等にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
- 3 契約の相手方を決定するに当たり、見積参加者に対し追加資料を求める場合があるので、当局の指示に従うこと。
- 4 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 5 契約の相手方が、正当な理由なく業務を遂行しない等不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(附則)

令和7年7月28日 制定

(別表)

第4条第1項第4号における確認書類

以下の表に掲げるいずれかの書類の写しを提出すること。ただし、当局担当職員より追加の確認書類を求められた場合には、その求めに応じること。

以下の表に掲げる書類を準備できない場合には、当局担当職員宛てに連絡し、指示を仰ぐこと。

ア 「同一の相手方（公的機関に限る）に対し、直近1年間で1か月以上の継続的な物品の納入、又は、役務等の提供の実績を示すことができる者。」であることの確認書類	契約書
	請書
	契約期間がわかる請求書
	契約期間がわかる注文書